

項番	対象条項	現行	変更後（2025年2月28日適用開始分）	変更箇所
1	第5条 第3項	第5条（有効期限） 第3項 ジュニアカードの会員は、「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第2条2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。	第5条（有効期限） 第3項 ジュニアカードの会員は、「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。	・4条に修正、「第」を追加
2	第13条 第2項	第13条（本カードの紛失・盗難による責任の区分） 第2項 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよびJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよびJCBの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能ならびにPiTaPa機能に関する損害については、JCB会員規約第39条第2項に基づき、JCBが支払債務を免除します。	第13条（本カードの紛失・盗難による責任の区分） 第2項 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよびJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよびJCBの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能ならびにPiTaPa機能に関する損害については、JCB会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）の定めに基づき、JCBが支払債務を免除します。	・条番号指定でなく見出し指定に修正
3	第16条 第1項	第16条（退会） 第1項 会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、JCBに届け出るものとします。	第16条（退会） 第1項 会員は本カードを退会する場合、所定の方法によりJCBに届け出るものとします。	・「原則として」を削除 ・「本カードを添え、」を削除 ・「届出用紙」を「方法」に修正